

中小企業・小規模事業者のみなさまへ



厚生労働省 山口労働局

本事業は、厚生労働省 山口労働局から株式会社東京リーガルマインドが受託し実施する事業です。

働き方改革に欠かせないのは「会社を良くする」強い決意ひとつ。

社員の賃金を見直したいけど、利用できる助成金はあるのかな？

就業規則の作成見直しはできていますか？

パートやバイトにも正社員と同じ手当が必要？

4月から建設業、自動車運転業務も、労働時間の規制が厳しくなっていること知っていますか？

まずは相談！



相談無料

働き方改革お手伝いします！

社会保険労務士など専門家がサポートします

人材確保や育成、助成金、労務管理など、働き方に関するお悩みをお受けし、課題解決のための改善提案を行います。

ご相談方法

電話・来所・メール  
ご相談無料

専門家による企業訪問  
事業所を最大6回まで無料で訪問

無料サポート | セミナー開催・セミナー講師派遣

働き方改革サポートオフィス山口

(働き方改革推進支援センター)

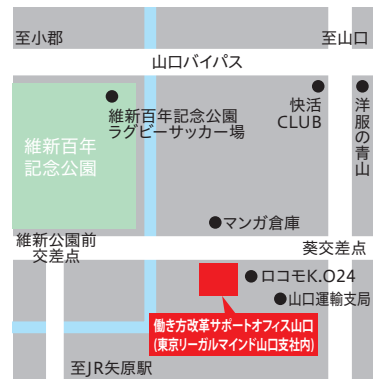
☎ 0120-172-223 (FAX) 083-902-6732

〒753-0814 山口市吉敷下東3丁目4-7 リアライズⅢ  
(株)東京リーガルマインド山口支社内

受付時間 平日9:00~17:00(土・日・祝日除く)

メール yamaguchi-hatarakikata@lec.co.jp

HP <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/yamaguchi/>



お申し込みは裏面をご覧ください→

必要事項をご記入いただき、上記FAX番号にお送りください。  
メールでのご相談も承ります。

E-mail : [yamaguchi-hatarakikata@lec.co.jp](mailto:yamaguchi-hatarakikata@lec.co.jp)

## 企業相談 FAX 申込書

会社名			
住所			
TEL			
従業員数		業種	
担当者名 (部署・役職含む)			
<input type="checkbox"/> 企業訪問 <input type="checkbox"/> オフィス来所	<b>希望日</b> <small>※来所相談をご希望の際は事前に電話・メール・FAXにてご予約いただきますようお願い申し上げます。</small>	第1希望	月 日 時～
		第2希望	月 日 時～
		第3希望	月 日 時～
<b>ご相談内容</b>			
<input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 (不合理な待遇差の禁止)	<input type="checkbox"/> 改正育児・介護休業法		
<input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般	<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得		
<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制	<input type="checkbox"/> 人材確保に資する技術的な相談		
<input type="checkbox"/> 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備	<input type="checkbox"/> テレワーク導入の際の留意点		
<input type="checkbox"/> 助成金の活用	<input type="checkbox"/> ハラスメント対策		
<input type="checkbox"/> その他 ( )			

### 働き方改革関連法への対応はお済みですか？ ～働き方改革サポートオフィス山口がお手伝いします～

「働き方改革」は、働く人が、個々の実情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革で、それに対応した「働き方改革関連法」が2019年4月1日から順次施行されています。

以下の項目について御社の取組状況をご確認いただき、まだ対応ができていないとか、詳しいことが聞いてみたいという場合にはご連絡ください。専門の担当者をご相談に応じます。

#### 「働き方改革関連法」に関する法改正 (関心のある項目の□にチェックを入れてみましょう)

- 中小企業の月60時間超残業に対する割増賃金の引き上げ (2023年4月1日施行)
- 正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止 (中小企業 2021年4月1日施行)
- 時間外労働の上限規制の導入 (中小企業 2020年4月1日施行)
- 建設業や自動車運転の業務に対する時間外労働の上限規制の導入 (2024年4月1日施行)  
※医師の時間外労働の上限規制の導入 (2024年4月1日施行) については、山口県医療勤務環境改善支援センターを紹介します
- 年次有給休暇の確実な取得 (2019年4月1日施行)
- 「フレックスタイム制」の拡充 (2019年4月1日施行)
- 「勤務間インターバル制度」の導入促進 (2019年4月1日施行)